

抑制濃度等に関する関係法令

特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）（抄）

（局所排気装置等の要件）

第七条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。次条第一項において同じ。）については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 フードは、第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバ式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。
- 二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。
- 三 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。
- 四 排気口は、屋外に設けられていること。
- 五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

2 （略）

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和 50 年労働省告示第 75 号）

特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。

- 一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号 3 若しくは 6 に掲げる物若しくは同号 8 に掲げる物で同号 3 若しくは 6 に係るもの又は同表第二号 1 から 7 まで、9 から 11 まで、13 から 18 まで、20 から 25 まで、27、28、30、31 若しくは 33 から 36 までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号 3 若しくは 6 に掲げる物又は同表第二号 1 から 7 まで、9 から 11 まで、13 から 18 まで、20 から 25 まで、27、28、30、31 若しくは 33 から 36 までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。

物の種類	値
塩素化ビフェニル（別名 PCB）	0.5 mg
ベリリウム及びその化合物	0.002 mg
アクリルアミド	0.3 mg
アクリロニトリル	45 mg 又は 20 cm ³
アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	0.01 mg

エチレンイミン	1 mg 又は 0.5 cm ³
エチレンオキシド	1.8 mg 又は 1 cm ³
塩化ビニル	2 cm ³
塩素	3 mg 又は 1 cm ³
オルト-フタロジニトリル	0.1 mg
カドミウム及びその化合物	0.05 mg
クロム酸及びその塩	0.1 mg
五酸化バナジウム	粉状のものにあつては、0.5 mg、ヒューム状のものにあつては、0.05 mg
コールタール	0.2 mg
三酸化砒(ひ)素	0.5 mg
シアン化カリウム	5 mg
シアン化水素	11 mg 又は 10 cm ³
シアン化ナトリウム	5 mg
臭化メチル	60 mg 又は 15 cm ³
重クロム酸及びその塩	0.1 mg
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	0.05 mg
トリレンジイソシアネート	0.12 mg 又は 0.02 cm ³
ニッケルカルボニル	0.007 mg 又は 0.001 cm ³
ニトログリコール	1.2 mg 又は 0.2 cm ³
パラ-ニトロクロルベンゼン	1 mg
弗(ふっ)化水素	2 mg 又は 3 cm ³
ベンゼン	30 mg 又は 10 cm ³
ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	0.5 mg
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	5 mg
沃(よう)化メチル	28 mg 又は 5 cm ³
硫化水素	15 mg 又は 10 cm ³
硫酸ジメチル	5 mg 又は 1 cm ³
物の種類	値

備考 この表の値は、温度25度、1気圧の空気1m³あたりに占める当該物の重量又は容積を示す。

二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4、

5若しくは7に係るもの又は同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあっては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

物の状態	制御風速 (単位 1秒当たりメートル)
ガス状	0.5
粒子状	1.0

備考

一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の風速をいう。

二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。

イ 囲い式フード又はブース式フードにあっては、フードの開口面における最小風速

ロ 外付け式フード又はレシーバー式フードにあっては、当該フードにより第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんを吸引しようとする範囲内における当該フードの開面から最も離れた作業位置の風速

附 則

- この告示は、昭和五十年十月一日から適用する。ただし、令別表第三第一号1、2、4若しくは5に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4若しくは5に係るもの又は同表第二号1、2、4から6まで、8、10、12、13、19、20、23、25から27まで、29、30、32若しくは34に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十五号から第二十七号まで、第二十九号、第三十号、第三十二号若しくは第三十四号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置については、昭和五十一年四月一日から適用する。
- 令別表第三第二号4若しくは10に掲げる物又は特定化学物質障害予防規則別表第一第四号若しくは第十号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、そのフードの外側における令別表第三第二号4又は10に掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。

物の種類	値
石綿	2 mg
カドミウム及びその化合物	0.1 mg

備考 この表の値は、温度25度、1気圧の空気1m³あたりに占める当該物の重量を示す。

附 則 (昭和五一・三・二五 労働省告示第二六号)

この告示は昭和五十一年四月一日から施行する。

有機溶剤中毒予防規則 (昭和47年労働省令第36号) (抄)

(局所排気装置の性能)

第十六条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速

を出し得る能力を有するものでなければならない。

型 式	制御風速(メートル/秒)	
囲い式フード	0.4	
外付け式フード	側方吸引型	0.5
	下方吸引型	0.5
	上方吸引型	1.0

備 考

一 この表における制御風速は、局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。

二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。

イ 囲いフードにあつては、フードの開口面における最小風速

ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該局所排気装置は、その換気量を、発散する有機溶剤等の区分に応じて、それぞれ第十七条に規定する全体換気装置の換気量に等しくなるまで下げた場合の制御風速を出し得る能力を有すれば足りる。

一 第六条第一項の規定により局所排気装置を設けた場合

二 第九条第一項又は第十一条の規定に該当し、全体換気装置を設けることにより有機

溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けることを要しないとされる場合で、局所排気装置を設けたとき。

鉛中毒予防規則 (昭和 47 年労働省令第 37 号) (抄)

(局所排気装置等の性能)

第三十条 事業者は、局所排気装置又は排気筒については、そのフードの外側における鉛の濃度を、一立方メートルあたり 0.15 ミリグラムをこえないものとする能力を有するものを使用しなければならない。

石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号) (抄)

(局所排気装置等の要件)

第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 フードは、石綿等の粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

三 排気口は、屋外に設けられていること。

四 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能 (平成 17 年厚生労働省告示第 129 号)

石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能は、石綿等（同令第二条に規定する石綿等をいう。）の粉じんが発散する作業現場に設ける局所排気装置のフードの外側における一気圧の空気一立方センチメートル当たりには占める石綿の 5 マイクロメートル以上の繊維の数が 5 を超えないものとする。

粉じん障害防止規則 (昭和 54 年労働省令第 18 号) (抄)
(局所排気装置等の要件)

第十一条 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 フードは、粉じんの発生源ごとに設けられ、かつ、外付け式フードにあつては、当該発生源にできるだけ近い位置に設けられていること。
- 二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。
- 三 前条第一項の規定により除じん装置を付設する局所排気装置の排風機は、除じんをした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食又は摩耗のおそれがないときは、この限りでない。
- 四 排出口は、屋外に設けられていること。ただし、移動式の局所排気装置又は別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源に設ける局所排気装置であつて、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものにあつては、この限りでない。
- 五 厚生労働大臣が定める要件を具備していること。

粉じん障害防止規則第十一条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件を定める告示 (昭和 54 年労働省告示第 67 号)

粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）第十一条第五号の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。

- 一 粉じん則第四条の規定により設ける局所排気装置（研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械に係る特定粉じん発生源について設けるものを除く。）にあつては、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ 次の表の上欄に掲げる特定粉じん発生源においては、それぞれ同表の下欄に掲げる型式のフード以外のフードを有するものであること。

特定粉じん発生源		フードの型式
粉じん則別表第二第五号に掲げる箇所のうち、岩石又は鉱物を裁断する箇所		上方吸引型の外付け式フード
粉じん則別表第二第六号に掲げる箇所		外付け式フード
粉じん則別表第二	土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」という。）、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原	下方吸引型の外付け式フード

第八号に掲げる箇所	料」という。)又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉砕する箇所	
	鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくをふるいわける箇所	外付け式フード
粉じん則別表第二第十三号に掲げる箇所のうち、圧縮空気をういてちりを払う箇所		上方吸引型の外付け式フード
粉じん則別表第二第十四号に掲げる箇所	砂型をこわし、又は砂落しする箇所	上方吸引型の外付け式フード
	砂を再生する箇所	外付け式フード

ロ 次の表の上欄に掲げる特定粉じん発生源の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得るものであること。

特定粉じん発生源		制御風速(メートル/秒)			
		囲い式フードの場合	外付け式フードの場合		
			側方吸引型	下方吸引型	上方吸引型
粉じん則別表第二第五号に掲げる箇所	岩石又は鉱物を裁断する箇所	0.7	1.0	1.0	—
粉じん則別表第二第六号に掲げる箇所	岩石又は鉱物を彫り、又は仕上げする箇所	0.7	1.0	1.0	1.2
粉じん則別表第二第七号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げる箇所		1.0	—	—	—
粉じん則別表第二第八号に掲げる箇所	鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉砕する箇所	0.7	1.0	—	1.2
粉じん則別表第二第十三号に掲げる箇所	鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくをふるいわける箇所	0.7	—	—	—
粉じん則別表第二第十三号に掲げる箇所	圧縮空気をういてちりを払う箇所	0.7	1.0	1.0	—
粉じん則別表第二第十三号に掲げる箇所	圧縮空気をういてちりを払う箇所以外の箇所	0.7	1.0	1.0	1.2

に掲げる箇所					
粉じん則別表第二第十四号に掲げる箇所	砂型をこわし、又は砂落としする箇所	0.7	1.3	1.3	—
	砂を再生する箇所	0.7	—	—	—
	砂を混練する箇所	0.7	1.0	1.0	1.2

備考 一 この表における制御風速は、同時に使用することのある局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。

二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。

イ 囲い式フードにあつては、フードの開口面における最小風速

ロ 外付け式フードにあつては、特定粉じん発生源に係る作業位置のうち、発散する粉じんを当該フードにより吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

二 粉じん則第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置（研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械に係る粉じん発生源について設けるものを除く。）にあつては、次の表の上欄に掲げるフードの型式に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得るものであること。

フードの型式		制御風速(メートル/秒)
囲い式フード		0.7
外付け式フード	側方吸引型	1.0
	下方吸引型	1.0
	上方吸引型	1.2

備考

一 この表における制御風速は、同時に使用することのある局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。

二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。

イ 囲い式フードにあつては、フードの開口面における最小風速

ロ 外付け式フードにあつては、粉じん発生源に係る作業位置のうち、発散する粉じんを当該フードにより吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

三 粉じん則第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置のうち、研削盤、ドラムサンダー等の回転体を有する機械に係る粉じん発生源に設ける局所排気装置にあつては、そのフードは次の表の上欄に掲げるいずれかの設置方法によるものとし、当該設置方法ごとにそれぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得るものであること。

フードの設置方法	制御風速(メートル/秒)
回転体を有する機械全体を囲う方法	0.5
回転体の回転により生ずる粉じんの飛散方向をフードの開口面で覆う方法	5.0
回転体のみを囲う方法	5.0

備考

- 一 この表における制御風速は、同時に使用することのある局所排気装置のすべてのフードを開放した場合の制御風速をいう。
- 二 この表における制御風速は、回転体を停止した状態におけるフードの開口面での最小風速をいう。